

## A社

- 観光地における貸切バス閑散期（かつ個別輸送繁忙期）に対応した輸送需要への対応。
- タクシー事業の許可を取得し、タクシー車両も導入して参画予定。
- 貸切バス事業の従業員が、日本版ライドシェアのドライバーに従事する場合の労務管理の確認。

## B社

- バスサービス規模の需要がなくなったエリアにおける輸送需要への対応。
- タクシー事業の許可、パートナーシップの締結の双方の方策を検討。
- 乗合輸送への展開についても検討。